

地域建設業経営強化融資制度の延長

1 趣旨

建設業者の資金需要へ柔軟に対応するため、地域建設業経営強化融資制度の事業期間を5年間延長する。

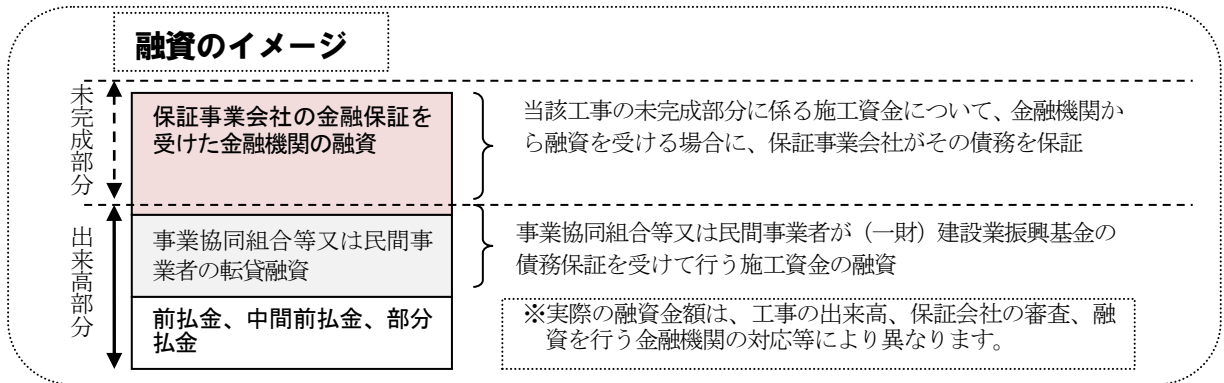
2 事業期間

変更前	変更後
令和8年3月31日まで	令和13年3月31日まで

3 制度概要

広島県と工事請負契約を締結している中小・中堅建設業者が、地域建設業経営強化融資制度による融資を希望する場合、県が債権譲渡を承諾することにより、工事請負代金債権を担保に事業協同組合等又は一定の民間事業者から出来高に応じて融資を受けられるとともに、保証事業会社の保証により、工事の出来高を超える部分についても金融機関から融資を受けられる制度である。

※中小・中堅建設業者（原則として資本の額又は出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の業者）



4 債権譲渡の対象となる工事

広島県が発注した工事。ただし、以下の工事は対象外

- ①低入札価格調査の対象となった者と契約した工事
- ②以下の工事を除く、債務負担行為及び歳出予算の繰越し等工期が複数年に亘る工事
 - ア 債務負担行為の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
 - イ 前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
 - ウ 債務負担行為に係る工事又は翌年度へ繰り越される工事であって、債権譲渡の承諾申請時点において、次年度に工期末を迎え、かつ残工期が1年未満であるもの
- ③役務的な保証を必要とする工事
- ④その他建設業者の施工する能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不適当な特別の事情がある工事

5 債権譲渡を承諾する時点

当該工事の出来高が、2分の1以上に到達したと認められる日以降

(対象部局：全部局)